

入札説明書等に関する質問回答

No	タイトル	記載箇所							意見	意見	
		頁	数	数	(数)	記	(記)	記			(記)
1	入札参加者の構成等	4	第3	1	-	-	(ウ)	-	-	入札参加者の構成等については、複数企業での構成となっておりますが、代表企業単体での参加も可能との認識でよろしいでしょうか。また、協力企業を含めたグループとありますが、これはSPC等での応募が可能との認識でよろしいでしょうか。または、設計業務・監理業務において、一部業務を再委託する場合、その再委託先企業を記載するとの認識でよろしいでしょうか。	代表企業単体での参加も可能です。また、複数企業で応募する場合には、その形態は、グループ応募（連名応募）、JV応募、SPCを組成しての応募のいずれも可とします。
2	設計業務を担当する者の資格要件	4	第3	2	(1)	-	(エ)	-	-	設計業務の管理技術者として、劇場等及び図書館の設計業務の従事経験者の配置を求められておりますが、どちらか一方の実績として頂けないでしょうか。	設計業務を担当する者の資格要件は入札説明書に記載のとおりとします。
3	入札参加者の変更	7	第3	2	(6)	-	-	-	-	入札参加者を構成する企業の変更は原則として認めない、とありますが、設計・監理業務においては、複数の企業とJV構成や業務分担等を協議しているため、入札参加申請日までに組織体制が確定していないおそれがあります。つきましては、参加申請の際は、JV協定書を作成し参加申請をいたしますが、その後に業務分担等の変更がありましたら、改めて再度協定書を提出させて頂くことは可能でしょうか。また、単独での参加申請となった際は、JV協定書を取り下げることは可能でしょうか。	参加資格確認申請時提出書類の提出後に共同企業体の業務分担が変更になった場合は、再度、共同企業体協定書を提出してください。なお、参加資格確認申請時提出書類の提出後に、共同企業体から単体企業に変更することは原則不可とします。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と事前協議を行い、事前に承諾を得ること。
4	契約書案の開示と仮契約の締結について	14	第5	-	(1)	-	-	-	-	委託契約書（案）については、意見書を基に検討し修正されたもので契約の調整となっておりますが、調整内容について、同意できない場合は、落札後であっても違約金や罰則等無しで辞退可能との認識でよろしいでしょうか。	委託契約書において、入札参加者から提出のあった意見については、事業者選定の公平性を鑑みながら、落札者との協議により細部を調整し、契約締結を目指します。ただし、落札者が正当な理由なく契約締結せず、市に損害を生じさせた場合は、損害賠償を請求する可能性があります。
5	様式集（EXCEL分） 様式3-4	-	-	-	-	-	-	-	-	「※2様式3-10はJVを組成する場合にご提出ください。」となっておりますが、様式3-9との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	様式集（EXCEL分） 様式3-5、3-7、 3-8	-	-	-	-	-	-	-	-	実績を証する書類としては、契約書等の写し（JVの場合は協定書の写し）となっておりますが、契約書のみでよろしいでしょうか。	添付いただく契約書は、業務名、発注機関、契約金額、業務期間の記載があるページを抜粋ください。約款等は除いていただいで結構です。また、参加要件を満たしているか確認するため、仕様書や成果品等で業務概要の情報が記載された資料も添付ください。
7	様式集（EXCEL分） 様式3-10	-	-	-	-	-	-	-	-	R6・7年の神戸市競争入札参加資格申請時に社長から支店長に委任しておりますが、本件の入札参加資格申請にあっても様式3-10の委任状の提出が必要でしょうか。	神戸市競争入札参加資格申請時に既に受任者を設定しており、当該受任者が入札する場合は様式3-10の委任状の提出は必要ありません。
8	様式集（EXCEL分） 様式3-5、3-7	-	-	-	-	-	-	-	-	会社概要など、複数の様式で提出が必要となっている添付書類の添付については、書類ごとに重複して提出が必要でしょうか。	添付書類が重複する場合は、書類は1枚の添付で結構です。インデックス等で、どの様式の添付書類か分かるようにしてください。